

豊岡市こども計画策定業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、豊岡市こども計画策定業務契約候補者選定について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 豊岡市こども計画策定業務
- (2) 業務の目的 本業務は、子ども、若者、子育て世代へのニーズ調査・アンケート調査により子育て世帯の状況及び需要、子ども・若者を取り巻く環境の実態を把握するとともにその課題を分析し、こども施策に関する事項を一体的に定めるものとして2025年度から2029年度までを計画期間とする「豊岡市こども計画」を策定することを目的とする。
なお、策定にあたっては子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」と、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を本計画に包含するとともに、国の「こども大綱」や今後策定が想定される兵庫県のこども施策についての計画の内容を勘案して策定する。
- (3) 業務内容 別紙「豊岡市こども計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
- (4) 業務期間 契約締結の日から2025年3月25日まで

3 見積限度額（予算額）

11,716千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額（予算額）を超過した場合は失格とする。

〈本市の予算計上額〉 ※参考

- ・2023年度： 931千円
- ・2024年度：10,785千円

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務（以下「該当業務」という。）における豊岡市での競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 豊岡市指名停止基準（平成17年豊岡市制定）による指名停止の措置期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に基づく豊岡市入札参加資格制限基準（令和3年豊岡市制定）による入札参加の資格制限の措置期間中でないこと。
- (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てがなされていないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条に規定する措置の対象に該当していないこと。
- (8) 前記(1)で規定する豊岡市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が提案者となろうとする場合は、次に掲げる事項の書類を提出し、確認したうえで当該プロポーザル方式に参加させる。
 - ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - イ 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ウ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - エ 財務諸表（法人及び個人）
 - オ 豊岡市税の納税義務のある者は納税証明書（最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額（滞納額）が0円であるものに限る。）
 - カ 法人事業税の納税証明書（都道府県で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額（滞納額）が0円であるものに限る。）
 - キ 法人にあつては納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」）、個人にあつては納税証明書（その3の2「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）。ただし、税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であり、納税証明書に記載されている未納額（滞納額）が0円であるものに限る。

6 募集内容

- (1) 募集方法
市公式ウェブサイト等を通じて募集
- (2) 応募方法
プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。
 - ア 提出書類
 - (ア) 参加申込書（様式1） 1部
 - (イ) 会社概要（様式2） 1部
 - イ 提出方法 電子メール、持参又は郵送（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く。）
- (3) 応募期限及び受付時間
 - ア 提出期限
2024年1月17日（水）午後5時まで（必着）
 - イ 提出先
豊岡市役所こども未来部こども未来課（豊岡市役所6階）
担当：佐伯（さえき）、森口（もりぐち）
〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号
TEL：(0796) 21-9118
E-mail：kodomo-mirai@city.toyooka.lg.jp
 - ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 参加資格審査

応募事業者について、前記5に規定する参加資格の有無を審査する。

ア 参加資格審査結果の通知

全応募者に対し、参加資格の審査結果を2024年1月18日（木）までに電子メールにて通知する。

イ 参加資格審査結果に関する質問

(ア) 参加資格の審査の結果、参加資格を有しないとされた事業者は、その理由について、市に説明を求めることができる。

(イ) (ア)の説明を求めようとする事業者は、2024年1月22日（月）午後5時（必着）までに、市に電子メール又は書面（直接持参又は郵送）により、説明を求めなければならない。

(ウ) 市は、2024年1月24日（水）までに(イ)の質問に対する回答をする。

(5) 質疑・回答の実施

実施要領等の内容に対する質問がある場合は、質問書（様式3）を次のとおり提出すること。なお、電話又は口頭等による質問は受け付けない。

ア 提出期限 2024年1月18日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出先 6(3)イに同じ。

ウ 提出方法 電子メール（提出先：kodomo-mirai@city.toyooka.lg.jp）

なお、当該業務の質問書であること及び質問者を把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとする。

「こども計画策定業務質問書（□□）」（□□は会社等の名称又は略称）

エ 質疑回答日 2024年1月22日（月）※予定

オ 回答の方法

質疑内容とその回答を市公式ウェブサイトに掲載する。なお、本業務の応募に必要なと判断される質疑のみ受け付けるものとする。

(6) 辞退届の提出

参加申込後にプロポーザルを辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。なお、この場合でも、本業務以外の業務において不利益を被ることはない。

ア 提出期限 2024年1月25日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出先 6(3)イに同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達を証明できるものに限る。持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く。）

エ 提出書類 辞退届（様式4） 1部

7 企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限 2024年1月26日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先 6(3)イに同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く。）

(4) 提出書類

ア 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式5） 正本1部

イ 実施体制各種調書及び企画提案書 正本1部、CD等の記録媒体によるPDFデータ1部

- (ア) 会社概要（様式2）
 - (イ) 業務実績調書（様式6）
 - (ウ) 業務実施体制（様式任意）
※業務実施体制には、総括責任者に加え、作業ごとの人員配置・担当者・担当者の略歴、業務に参画する専門家・専門家の略歴なども記載すること。
 - (エ) 担当者の経歴及び実績等調書（様式7）
※業務実施体制で記載した人数分提出すること
 - (オ) 工程表（様式8）
 - (カ) 企画提案書
 - (キ) 参考見積書（任意様式）
※見積書は合計金額だけでなく、年度ごとの金額の積算内訳も記載すること。
※見積書の各単価は消費税抜きで記載し、別欄に消費税額を明示したうえで、見積合計金額には、消費税込みの額を記載すること。
※消費税率は10%で積算すること。
- (5) 作成要領
別紙「企画提案書作成要領」参照

8 審査概要

- (1) 審査委員会
「豊岡市こども計画策定業務契約候補者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、企画提案書類等の審査を行う。
- (2) 審査方法
- ア 評価
- (ア) 「豊岡市こども計画業務契約候補者選定委員会委員（以下「委員」という。）」は、提出された企画提案書等の確認及び応募事業者からのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、別に定める審査項目及び配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。
 - (イ) 応募事業者の評価は加点方式により行う。
- イ 第1次審査（書類審査）
参加資格を満たすと判断された事業者が4事業者以上あった場合、書類審査を行い、各委員の評価点を合計し、得点の高い順に上位3事業者までを、第2次審査の対象とする。
参加資格を満たすと判断された事業者が3事業者以下の場合、参加資格を満たす全ての事業者を第2次審査の対象とする。
- ウ 第1次審査結果通知
- (ア) 通知時期 2024年1月29日（月）予定
 - (イ) 通知方法 第1次審査通過者に電子メールで通知
- エ 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）
第1次審査を通過した事業者に対して、第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行う。
- (ア) 開催日 2024年1月31日（水）予定
※本市の都合により日程を変更する場合がある。
 - (イ) 開催場所 豊岡市役所 会議室6-1 予定
 - (ウ) 出席者 当該業務に参画予定の3人までとする。

- (エ) 説明事項 プレゼンテーションでは、企画提案書に記載されている内容の範囲内で説明を行うこと。
- (オ) 参加通知 第2次審査への参加通知は1月29日(月)を目途に通知する。
- (カ) その他 プレゼンテーション20分、ヒアリング20分程度を予定している。プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、65インチモニター1台、HDMIケーブル、ホワイトボードは市が用意する。

オ 選定

別に定める審査基準に基づき、第1次審査の採点と第2次審査の採点を合計して契約候補者及び次点者を選定する。なお、合計点と同じ場合は、委員の合議により決定する。

なお、評価点数の満点を100点に換算し、60点に満たない場合は、最高評価点を獲得しても契約候補者とししない。

カ 最終審査結果

最終審査結果は、第2次審査参加者全てに2024年2月2日(金)までに書面で通知するとともに、契約候補者及び次点者の事業者名を市公式ウェブサイトで公表する。

9 日程(予定)

募集開始	2023年12月27日(水)
参加申込締切	2024年1月17日(水) 午後5時まで
質問受付締切	2024年1月18日(木) 午後5時まで
質問回答	2024年1月22日(月)
企画提案書等受付締切	2024年1月26日(金) 午後5時まで
第1次審査	2024年1月29日(月)
第1次審査結果通知	2024年1月29日(月)
第2次審査	2024年1月31日(水)(予定)
第2次審査結果通知	2024年2月2日(金)(予定)
契約締結	2024年2月上旬(予定)
業務開始	2024年2月上旬(予定)

10 審査基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき審査する。

(1) 1次審査(書類審査)

審査項目	評価の視点	配点
業務実施体制及び業務実績	・本業務に対する実施体制、業務に携わるスタッフの経歴、同種業務及び関連業務の実績等について評価する。	15
見積金額	・本業務に係る費用について評価する。	10

(2) 2次審査(プレゼンテーション等審査)

審査項目	評価の視点	配点
業務に対する考え方	・本業務の目的の理解度を評価する。	5
業務実施手順	・作業工程等の提案内容について評価す	10

	る。	
仕様書の業務に対する提案内容	・仕様書に対する提案内容を評価する。	25
豊岡市に対する取組	・本業務全体を通じて豊岡市の特性を反映した取組の提案内容について評価する。 ・会議支援、パブリックコメント支援など事務支援の提案内容について評価する。	15
独自提案	・仕様書に定めるもの以外の事項の提案内容について評価する。	10
業務に対する意欲	・業務に取り組む意欲、熱意、積極性を評価する。	10

11 情報公開

豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとする。ただし、同条例第7条第2号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とする。

12 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を契約候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに参加資格を満たさなくなったもの。
- (2) 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- (3) 提出書類に不備がある場合
- (4) 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (6) 参考見積書の金額が、「3 見積限度額（予算額）」を超える場合
- (7) 参考見積書の金額と内訳書の金額が一致しない場合
- (8) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と市が判断した場合

13 契約

- (1) 手続の進め方

契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

(2) 仕様等の確定

仕様等については、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議のうえ、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。

(3) 契約金額

契約金額は、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約書

契約書は、市が準備するものを使用する。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却せず、市の公文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本市の許可なく公表又は使用してはならない。また、契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、本市の許可なく開示できない。
- (4) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。
- (5) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (6) 企画提案書を提出するにあたり他者の協力を得た場合はその旨を明記すること。
- (7) 参加申込業者に関しては公表しない。
- (8) 審査に係る電話等での問合せには応じない。
- (9) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (10) 成果品の著作権は本市に帰属する。

15 問合せ先

豊岡市役所こども未来部こども未来課（豊岡市役所6階）

担当：佐伯（さえき）、森口（もりぐち）

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

TEL：(0796) 21-9118

E-mail：kodomo-mirai@city.toyooka.lg.jp